

埼玉県報



埼玉県発行

目次

管理規程

○埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程 (公営企業・財務課) 二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興) 三

○ (北部振興本庄事務所) (秩父振興) 三

○法人県民税・法人事業税データエントリー業務委託に関する入札公告 (税務課) 四

○個人事業税・間税・その他税データエントリー業務委託に関する入札公告 () 五

○不動産取得税データエントリー業務委託に関する入札公告 () 六

○軽油流通情報管理データエントリー業務委託に関する入札公告 () 七

○法人県民税及び法人事業税申告

書兼納付書作成等業務委託に関する入札公告 (税務課) 九

○埼玉県庁本庁舎他耐震補強工事に関する落札者等の公示 (入札執行課) 一〇

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定 (水環境課) 一〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定医療機関及び指定施設 (社会福祉課) 一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定医療機関及び指定施設 () 一四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定医療機関及び指定施設 () 一四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定医療機関及び指定施設 () 一四

(社会福祉課) 一四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 () 一五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の変更の届出 () 一六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の休止の届出 () 一七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の廃止の届出 () 一八

○休日及び夜間における県民等からの連絡通報受理業務に関する入札公告 (保健医療政策課) 一八

○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 一九

○ () 二〇

○ () 二〇

○ () 二二

○大規模小売店舗の変更に関する公示 () 二二

○ () 二二

○ヤングキャリアセンター埼玉就 () 二三

職支援事業等業務委託に関する入札公告 (就業支援課) 二四

○埼玉県緊急求職者サポートセンター就職相談事業業務委託に関する入札公告 () 二五

○ヨ一ネ病患者の発生 (畜産安全課) 二七

○ヨ一ネ病疑似患者の発生 () 二七

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 二七

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 二七

○深谷都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (公園課) 二七

○県道さいたま菖蒲線の区域の変更 (北本県土) 二八

○県道練馬所沢線の区域の変更 (川越県土) 二八

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 二九

○ (東松山県土) 二九

○ () 二九

○県道加須北川辺線の道路の区域の変更 (行田県土) 二九

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 三〇

○ () 三〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 三〇

体の届出事項の異動

(選管委) 三二

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 三二

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 三九

○政治資金規正法に基づく資金管

理団体の届出事項の異動

(選管委) 三九

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し () 四〇

正誤

○規則番号の訂正(任用審査課) 四〇

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男
埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程(昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

様式第二十八号中「埼玉県企業局企業出納員様」を「(あて先) 埼玉県企業局企業出納員」に改める。

様式第三十三号中「(収入徴収権者)様」を「(あて先) (収入徴収権者)」に改める。

様式第三十八号中「徴収(収納)事務委託者」を「(あて先) 徴収(収納)事務委託者」に改める。

様式第四十四号中「埼玉県企業局企業出納員」を「(あて先) 埼玉県企業局企業出納員」に改める。

に改める。

様式第四十九号中「企業出納員」を「(あて先) 企業出納員」に改める。

「上記のとおり納付します。」「上記のとおり納付し

様式第五十三号(一)中 年 月 日 を 年 月 日

課所長 様 「(あて先) 課

ます。

に改める。

(所) 長 「(あて先) 埼玉県企業局企

業出納員」に改める。

「上記のとおり還付請求します。」「上記のとおり還

様式第五十三号(四)中 年 月 日 を 年 月 日

課所長 様 「(あて先) 課

付請求します。

月 日 に始まる。

(所) 長 「(あて先) 企業出納

様式第五十六号中「企業出納員」を「(あて先) 企業出納

「〇」に改める。

様式第五十七号及び様式第五十八号中「埼玉県企業出納員様」を「(あて先) 埼玉

て先) 県企業出納員」に改める。

様式第七十五号中「〇」を「(あて先) 〇」に、

「履行することをお請けいたします」を「承諾の上、相違なく履行します」に、「あつた」を「あつた」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公営企業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあつた日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地

域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人熊谷の環境を考える連絡協議会

三 代表者の氏名
栗原 堯

四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市戸出五百三十五番地三

五 定款に記載された目的
この法人は、主に熊谷市内の個人、環境関係団体、事業者、行政機関及び教育機関と連携し、熊谷市を中心とした地球環境の保全などに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあつた日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

一 申請のあつた年月日
平成二十一年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みさと応援隊

三 代表者の氏名
島崎 猛

四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字中里四六九番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、美里地域の農業従事者の高齢化、後継者不足等による農地の遊休化・荒廃に歯止めをかけ、大切な地域の財産として農村文化や里山、田園の水とみどりの自然などの農村の持つ多面的な機能を維持し、次代に引き継ぐため、地域の調和ある発展と自然溢れる環境を創造し、知恵と力を出し合って身近なところから事態の打開を図り、人と自然が共生する循環型社会を目指し、もって社会全体の福祉の増進、地域発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日
埼玉県知事 上田 清司

平成二十一年二月十八日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みやび
代表者の氏名
小澤 眞里子
四 主たる事務所の所在地
秩父市山田一七二四番地九
五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対し、各自が地域で安全で安心した、落ち着いた生活ができるよう支援事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百六十一号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
法人県民税・法人事業税データエントリー業務委託 215,000件
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
埼玉県総務部税務課
- (5) 入札方法
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされ、所在地区分が「県内」又は「準県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 5日間で30,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
 - (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 杉浦 和也 電話048-830-2662(直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月9日(月)午後1時30分
 - (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月30日(月)午後1時30分
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に215,000件を乗じた金額に入札保証金の

率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に215,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月16日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県告示第1161号

次のとおり一般競争入札にする。

平成二十一年四月二十七日

埼玉県長 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

個人事業税・間税・その他税データエントリー業務委託 27,200件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課

(5) 入札方法

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされ、所在地区分が「県内」又は「準県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 5日間で10,500件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

- (6) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 坂上 直子 電話048-830-2666 (直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月9日(月) 午後1時45分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月30日(月) 午後2時
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に27,200件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に27,200件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月16日(月) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事 堀内 正典

次長 堀内 正典

副知事 堀内 正典

埼玉県長官 堀内 正典

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
不動産取得税データエントリー業務委託 85,000件
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日(水) から平成22年3月31日(水) まで
- (4) 履行場所
埼玉県総務部税務課
- (5) 入札方法
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

と。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされ、所在地区分が「県内」又は「準県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 5日間で8,200件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
 - (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 山下 徹也 電話048-830-2666(直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月9日(月)午後2時
 - (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月30日(月)午後2時30分
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に85,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2

項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

- 契約の相手方は、契約金額に85,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月16日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
 - (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
 - (4) 契約書作成の要否
 - (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (6) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
 - (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事 川口 浩

次のとおり「競争入札」です。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 川口 浩

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
軽油流通情報管理データベースリー業務委託 240,000件
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
埼玉県総務部税務課
- (5) 入札方法
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされ、所在地区分が「県内」又は「準県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 5日間で20,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課総務総合オンライン担当 坂上 直子 電話048-830-2666(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月9日(月)午後2時15分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月30日(月)午後3時
- 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に240,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に240,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月16日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

- (3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県入札センター

次のような一般競争入札を行います。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県長 田 畑 正

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び予定数量
法人県民税及び法人事業税申告書兼納付書作成等業務委託 186,000件
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
 - (4) 履行場所
埼玉県総務部税務課及び各県税事務所
 - (5) 入札方法
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「印刷の請負」又は「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 埼玉県の提供する印刷用磁気テープから、法人県民税及び法人事業税の申告書兼納付書を規格どおりに作成する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (6) 16日間で35,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (7) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 杉浦 和也 電話048-830-2662(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月9日(月)午後2時30分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月30日(月)午後3時30分
- 4 その他
 - (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に186,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第

2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に186,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月16日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百六十六号

平成二十一年二月二十七日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を

埼玉県知事 上田清司

決定したので、次のとおり公示する。

- 1 落札に係る建設工事の名称
埼玉県本庁舎他耐震補強工事

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県総務部管財課県庁舎耐震改修

担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年2月5日

4 落札者の氏名及び住所

戸田建設株式会社 東京都中央区京

橋1丁目7番1号

5 落札金額

3,617,250,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年12月9日

埼玉県告示第二百六十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 指定する区域

別図のとおり(戸田市大字新曾字小玉二二七番一の一部及び二二七番二の一部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の

基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物及びシアン化合物

埼玉県告示第二百六十八号

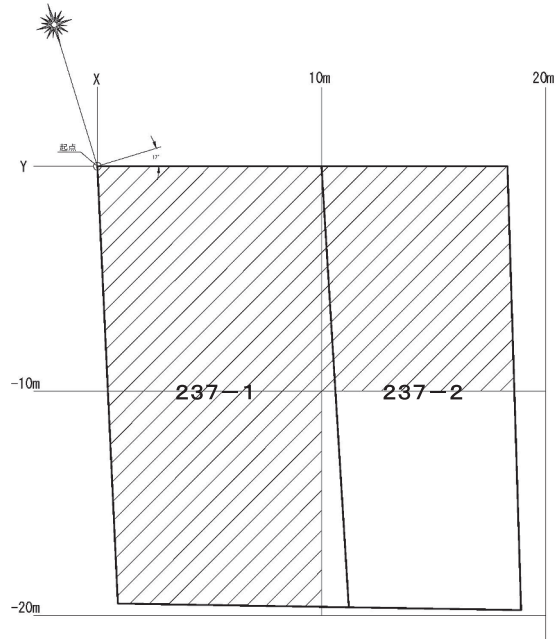
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第二十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十

別図

起点
起点は、戸田市大字新菅字小玉237番1の最北端とする。

格子の回転角 17度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

指定区域



五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

指定医療機関

名	称	開設者	名	所	在	地	指定年月日
ララガーデン川口クリニック		吉原	一秀	川口市宮町一八	九ララガーデン川口二階	一五〇	平成二十一年一月二十六日
ふじクリニック		医療法人社団廣和会	哲朗	川口市青木二	五五	一階	平成二十一年一月九日
はえまつ内科・外科クリニック		大倉	唯幸	川口市榛松一	一一五		平成二十一年一月七日
やそしま耳鼻咽喉科		八十島	春明	川口市並木三	三二四		平成二十一年一月六日
みくに中央クリニック		医療法人春明会	春明	春日部市下大増新田	九七一		平成二十一年一月一日
メンタルクリニックむさしのもり		医療法人弘心会	弘心	春日部市中央一	五六	一八	平成二十一年一月五日
かたい内科クリニック		片井	秀樹	狭山市入間川二	五七	メディアカルプラザ三〇二号	平成二十一年二月六日
田代クリニック愛		田代	博紹	草加市松江一	二五	一三サンティパークⅢ一〇一	平成二十一年二月一日
おのクリニック		医療法人英仁会	英仁	越谷市相模町六	四八四		平成二十一年二月一日
ここのの医院		河野	知久	久喜市青毛中村一	一〇二		平成二十一年一月一日
きもと内科・消化器内科クリニック		木本	賀之	入間郡三芳町北永井	六九四	一五	平成二十一年二月一日
ささき婦人科クリニック		佐々木	毅	坂戸市関間四	一一二	一A	平成二十一年二月一日
医療法人社団信長会オレンジ歯科		医療法人社団信長会	信長	南埼玉郡白岡町高岩	四六六		平成二十一年二月四日
春日部デンタルクリニック		佐野	明彦	所沢市緑町一	一一	新所沢パルコ	平成二十一年九月一日
松村歯科医院		松村	浩基	春日部市粕壁一	九一五	成田ビル四F	平成二十一年一月十九日
国分歯科医院		国分	浩基	鴻巣市本町三	一八	四一	平成二十一年一月二十九日
たかさご歯いしや		磯田	一視	上尾市柏座四	五一	一〇	平成二十一年一月二十七日
医療法人社団賢雅会デンタルKクリニック		医療法人社団賢雅会	賢雅	草加市高砂一	三二	二〇	平成二十一年一月二十三日
医療法人社団公仁会戸田パーク歯科		医療法人社団公仁会	公仁	戸田市本町二	一六	五サンヒルズ・セキ一階	平成二十一年二月二日
くりの木歯科クリニック		栗田	ゆかり	戸田市南町六	一三	スターフィールドⅢ号館一階	平成二十一年一月一日
緑町歯科クリニック		浅野	廣一	入間市野田九	四	一一二	平成二十一年二月二日
さくらの山歯科クリニック		猪瀬	正彦	八潮市緑町三	一一三	二緑町クリニックビル四階	平成二十一年一月一日
毛呂山歯科クリニック		伊藤	藤整	鶴ヶ島市上広谷二	一〇	MRビルF	平成二十一年二月一日
いちご薬局		株式会社クリスタル・ファーマシー	整	入間郡毛呂山町岩井西二	一四	一六いなげや毛呂山店一F	平成二十一年二月二日
やすらぎ薬局		株式会社ハートフルメディアカル	メディアカル	川口市並木三	三二	二四酒井第一ビルB一	平成二十一年一月五日
明倫堂薬局豊春		イントロン株式会社	株式会社	川口市西川口三	三〇	一一二	平成二十一年一月一日
				春日部市上蛭田四	四二	二上蛭田ハイツ一F	平成二十一年一月十六日

二 指定施術者

氏名	住所	施設			指定年月日
		名称	所在地	所在地	
堀内 義人		堀内鍼灸接骨院	川口市榛松三二二二二	平成二十一年一月十六日	
井上 雄治		IBS 整骨院	さいたま市浦和区岸町四二六二一コスタタワー二一九	平成二十一年一月十四日	
田熊 英介		たぐま接骨院	鴻巣市天神四一六二三五	平成二十年十二月一日	
江川 真史		えがわ整骨院	所沢市小手指町一二七二三新盛マンション二〇二	平成二十年十二月一日	
劉 敬東		松葉接骨院	所沢市松葉町三一九一F	平成二十一年一月一日	
隈部 正利		くまべ接骨院	春日部市大畑八六三二七	平成二十年十二月十八日	
木下 大地		浜田山大地整骨院	東京都杉並区浜田山四二二五二一〇	平成二十年十二月一日	
塚本 千秋		つかもと整骨院	坂戸市日の出町二六二二二二二〇二	平成二十一年一月二十三日	
松村 一人		グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町五六五二二二〇二二	平成二十一年二月四日	
松原 涼丞		オレンシ鍼灸マッサージ治療院	蕨市錦町二二七二五	平成二十一年一月二十一日	
加藤 義夫		らいふマッサージ治療院毛呂山店	入間郡毛呂山町前久保南三二二六二二八	平成二十一年一月二十六日	

明倫堂薬局春日部	イントロン株式会社	春日部市下大増新田八八二五	平成二十一年一月十六日
SFC薬局春日部店	株式会社セントフォローカーパニー	春日部市中央七二二二二B	平成二十一年一月一日
チエリ薬局	株式会社あさひ調剤	狭山市新狭山三二二二一六	平成二十一年二月二日
かしあいい薬局	株式会社エルアンドビー	深谷市人見一九八二	平成二十一年一月一日
たけかわ薬局	有限会社プリムラ	深谷市長在家四六二五	平成二十一年一月一日
けやき薬局松江店	有限会社アイエスメディカル	草加市松江二二五二二三サンパティーク二〇四	平成二十一年二月一日
メローライフ薬局若葉店	株式会社メローライフジャパン	坂戸市関四二二二二二Bファーストレジデンス若葉	平成二十一年二月一日
ミナミ調剤薬局	日本ファーマシー株式会社	ふじみ野市上福岡三二二二二八	平成二十一年一月一日
スギ薬局藤久保店	株式会社スギ薬局	入間郡三芳町藤久保八五五二四〇三ウニクス三芳店内	平成二十年九月一日
ライオン薬局三芳店	有限会社ライオン薬局	入間郡三芳町藤久保三三五二二	平成二十一年二月一日
早川薬局	株式会社グラウンドール	比企郡小川町大塚二二七二四	平成二十一年一月一日
有限会社グランジュッテ	有限会社グランジュッテ	深谷市南阿賀野一九二五	平成二十一年一月十五日

埼玉県告示第百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
さくらデンタル	名	草加総合デンタルクリニック	さくらデンタル
医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター	名称	医療法人社団桜友会 所沢ハートクリニック	医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター
久喜・白岡・菖蒲・鷺宮 休日夜間急患診療所	名称	久喜・菖蒲・鷺宮休日 夜間急患診療所	久喜・白岡・菖蒲・鷺 宮休日夜間急患診療所

二 指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後
中谷 宏征	所在地	越谷市大房七二九―三三 ヤルム北越谷A―三〇四	越谷市花田五―五―一 フレグランスME二〇二
前田 賢一	所在地	東京都世田谷区新町三 ―二〇―一―F	戸田市新曾南二―一四 ―一―五〇六
菅原 稔	所在地	オリーブマッサージ治 療院	つばさ治療院
	所在地	川口市栄町二―四―二 三	川口市栄町二―五―一 七

埼玉県告示第百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十

号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
たけかわ薬局	深谷市長在家四六―五	平成二十一年十二月三十一日
かしあい薬局	深谷市人見一九八二	平成二十一年十二月三十一日
医療法人社団交心会 緑町歯科クリニック	八潮市緑町三―二二―二緑町医 療ビル四階	平成二十一年十二月三十一日
おのクリニク	久喜市青毛中村二―〇二	平成二十一年十二月三十一日
株式会社スギ薬局 藤久保店	入間郡三芳町藤久保八五―四 〇三ウニクス三芳店内	平成二十一年八月三十一日
やすらぎ薬局	川口市西川口三―三〇―一二	平成二十一年十二月三十一日
松村歯科医院	鴻巣市本町三―八―四一	平成二十一年十二月三十一日
関歯科医院	秩父市下吉田三八〇三	平成二十一年十二月三十一日
医療法人社団公仁会 戸田パーク歯科	戸田市本町二―一五―一エステ ート大栄二〇一―一―一	平成二十一年十二月三十一日
おがわまち薬局	比企郡小川町大塚三―一八	平成二十一年一月三十一日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
金子 泰三		院 じんたい接骨	東京都調布市西つじヶ丘 四―三―三三―一〇五	平成二十年五月二十一日

埼玉県告示第二百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
ふじクリニッケ	川口市青木二一五―五 一階	医療法人社団廣和会	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成二十一年一月十五日
そうか在宅診療所	草加市高砂一六一―八イトーピア草加マンション一〇五	井出弓子	居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成二十一年一月八日
春日部デンタルクリニック	春日部市粕壁一―九―五成田ビル四階	佐野明彦	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年一月十九日
そね薬局	越谷市瓦曾根一―二〇―四六	株式会社コスモ調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年二月三日
株式会社スギ薬局藤久保店	入間郡三芳町藤久保八五四〇三ウニクス三芳店内	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月二十六日
早川薬局	比企郡小川町大塚二二七―四	株式会社グランドール	居宅療養管理指導	平成二十一年一月一日
メロライフ薬局若葉店	坂戸市関間四―二―二―B	株式会社メロライフジャパン	居宅療養管理指導	平成二十一年二月一日
有限会社グランジュッテ	深谷市南阿賀野一九―五	有限会社グランジュッテ	介護予防訪問看護 訪問看護	平成二十一年一月十五日
通所リハビリセンターひだまり	越谷市大沢三二一九―一九	医療法人社団埼玉光明会	介護予防通所リハビリテーション 通所リハビリテーション	平成二十一年一月七日
ケアセンターあおぞら	越谷市大沢三二一九―一九	医療法人社団埼玉光明会	居宅介護支援 居宅介護支援	平成二十一年十一月一日
ヘルパーステーションコスモ	蓮田市馬込一七三六―イトウハイツ一〇一	ヘルパーステーションコスモ株式会社	介護予防訪問介護	平成二十年九月十四日

株式会社ひまわりケアサポート	上尾市小泉四五〇―一	株式会社ひまわりケアサポート	通所介護	平成二十年十月一日
エターナルデイサービスセンター泉台	上尾市泉台三―二―一―三	株式会社エターナルキャスト	通所介護	平成二十一年二月一日
つばさ支援センター	所沢市山口五〇〇八―五	株式会社翼	訪問介護	平成二十一年二月一日
ケアセンターあかね上武営業所	熊谷市拾六間一〇〇四	群馬セキスイハイム株式会社	介護予防訪問介護	平成二十一年一月七日
かみのデイサービス	熊谷市上川上四五六一―一	有限会社関口商店	特定介護予防福祉用具販売	平成二十一年一月七日
訪問介護事業所スマイル	北埼玉郡北川辺町麦倉二二〇六一―一	株式会社KTコーポレーション	通所介護	平成二十一年一月八日
パーソナルアシスタントぎょうだ	行田市栄町二二一―五	有限会社パーソナルアシスタントぎょうだ	介護予防通所介護	平成二十一年一月七日
ケアホーム 楓	秩父市荒川上田野七六八	社会福祉法人秩父正峰会	訪問介護	平成二十一年一月一日
デイサービスセンター健康倶楽部新座	新座市中野一―五―五	株式会社 アイム	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成二十年十一月一日

埼玉県告示第二百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

きょうりつ訪問看護ステーション	所在地	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
	行田市忍二―一八―三五			行田市本丸一八―三	訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問看護

ニチイケアセンター富士見	所在地	富士見市鶴瀬東一―九―三二つるせ薬局ビル二〇一	訪問介護
狭山中央まごころ訪問看護ステーション	所在地	狭山市富士見二―一八―六一〇五	訪問看護
居宅介護支援事業所きしよ	所在地	北本市朝日二―三八ワコーレRG北本A―一〇〇七	居宅介護支援
生協さきたまヘルパーステーション	所在地	有限会社黄粧	訪問看護
はらだホームヘルパーステーション	所在地	行田市忍二―一八―三三五	居宅介護支援
狭山中央ケアプランまごころ	所在地	入間市豊岡一―五―二三	訪問介護
ヘルパーステーションコスモ	所在地	狭山市富士見二―一八―六島村コーポ一〇三	介護予防訪問介護
	所在地	久喜市本町三―八―一四	訪問介護
			介護予防訪問介護

埼玉県告示第二百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。
平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

ホームヘルプサービスふれあい	名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
		羽生市西四―一―一六ソレイユ羽生二〇五号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年 一月三十一日

埼玉県告示第二百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十一年二月二十七日
埼玉県知事 上田清司

名	称	所	在	地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社福祉の街	越谷営業所	越谷市袋山一〇九二一四一〇一一			居宅介護支援	平成二十年十二月三十一日
ケアホーム	楓	秩父市荒川上田野七六八			特定施設入居者生活介護	平成二十年十月三十一日

埼玉県告示第二百七十五号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
休日及び夜間における県民等からの連絡通報受理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
受託者の設置する任意の場所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の各等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 平成20年12月31日以前の過去5年間に官公庁において、休日及び夜間における庁舎等の施設の警備業務又は県民等からの連絡通報受理業務を継続的に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部保健医療政策課地域保健体制整備担当 森 輝吉、高橋 明子 電話048-830

-3230 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県庁衛生会館202会議室
イ 日時
平成21年3月11日(水) 午前10時30分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県庁衛生会館303会議室
イ 日時
平成21年3月27日(金) 午後4時30分
- 4 その他
(1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月18日(水)までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要件
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二四七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヤオコー新座野火止店 A棟、B棟
新座市野火止七丁目六百三十四の二外
- ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗の設置者
株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 清巳
川越市脇田本町一番地五
大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 清巳 外未定

川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十月十四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百九十二平方メートル(A棟)

二千七十六平方メートル(B棟)

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七五台(A棟)

位置 図面省略 収容台数 八〇台(B棟)

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六一台(A棟)

位置 図面省略 収容台数 八五台(B棟)

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七六平方メートル(A棟)

位置 図面省略 面積 一一〇平方メートル(B棟)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二六立法メートル(A棟)

位置 図面省略 容量 一二立法メートル(B棟)

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ト 届出年月日

平成二十一年二月十三日

二 縦覧期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)オザム深谷上野台店

深谷市上野台二千四百十の四ほか

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ライフ 代表取締役 中島 富夫

深谷市西大沼二百三十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社オザム 代表取締役 小澤 国生

東京都青梅市友田町五の三百五十

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十月十八日
 ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千七百六十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 駐車場の位置及び収容台数
 位置 図面省略 収容台数 六七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 五四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十・八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三〇分から午後十一時三〇分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前十時

ト 届出年月日

平成二十一年二月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アバンセ川里店

鴻巣市広田三千六百五十四 他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社フジタコーポレーション 代表取締役 藤田 勝好

群馬県太田市清原町三百十九番地三

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社フジタコーポレーション 代表取締役 藤田 勝好

群馬県太田市清原町三百十九番地三

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十二月二十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百二十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六四台

位置 図面省略 収容台数 五〇台
荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 一・二三平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 五箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後六時

ト 届出年月日

平成二十一年二月十八日

二 縦覧期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ春日部店

春日部市南中曾根八百九十五番地一 他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) ドイト春日部店

(変更後) MEGAドン・キホーテ春日部店

大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) ドイト株式会社 代表取締役 白濱 満明

さいたま市中央区円阿弥一丁目一番三号

(変更後) ドイト株式会社 代表取締役 坂元 康之

さいたま市中央区円阿弥一丁目一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前)

ドイト株式会社 代表取締役 坂元 康之

さいたま市中央区円阿弥一丁目一番三号

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五F

(変更後)

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五F

株式会社天池 代表取締役 大島 康正

東京都練馬区北町一の三十五の四

株式会社共輪 代表取締役 飯嶋 雅行

東京都大田区仲六郷三の十二の七の二百一

大栄青果株式会社 代表取締役 田中 稔
東京都新宿区百人町一の十九の三
変更年月日

ハ 大規模小売店舗の名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

平成二十一年一月三十日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成二十年九月一日
ニ 届出年月日
平成二十一年二月十七日

二 縦覧期間
平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで
三 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。
イ 意見書提出期間
平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届
出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGADON・キホーテ春日部店
春日部市南中曾根八百九十五番地一 他
ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 六箇所 合計 二九八台
(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 五箇所 合計 二九八台
荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設 位置 図面省略 面積 六五平方メートル
(変更後) 荷さばき施設 位置 図面省略 面積 一九〇平方メートル
廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 二一・二四立方メー
トル
(変更後) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 三二・四立方メー
トル

ハ 変更年月日
平成二十一年十月十八日

ニ 届出年月日
平成二十一年二月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月二十七日から平成二十一年六月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部就業支援課

埼玉県告示第百八十一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヤングキャリアセンター埼玉就職支援事業等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県産業労働部就業支援課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業務区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 調達案件について仕様書の要求事項を確実に履行できることを、入札説明書で指定する方法により証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部就業支援課若年者就業支援担当 惣中、田中 電話 048-830-4538(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成21年3月10日(火)午後5時まで、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番4号エクスレント大宮ビル6階
ヤングキャリアセンター埼玉

イ 日時

平成21年3月6日(金)午前9時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番4号エクスレント大宮ビル6階
ヤングキャリアセンター埼玉

イ 日時

平成21年3月28日(土)午前9時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部就業支援課若年者就業支援担当

イ 受領期限

平成21年3月27日(金)午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第95条の規定に基づいて定められた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に

参加できない。

(7) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県庁長館二四八二二号

次のような一般競争入札に予定する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県長 田 栗 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県緊急求職者サポートセンター就職相談事業業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日（水）から平成22年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

埼玉県産業労働部就業支援課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業務区分「催物、

<p>映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。</p>	<p>イ 受領期限 平成21年3月27日（金）午後5時（必着）</p>
<p>(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。</p>	<p>ウ 提出方法 書留郵便によること。</p>
<p>(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p>	<p>4 その他 (1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>
<p>(5) 調達案件について仕様書の要求事項を確実に履行できることを、入札説明書で指定する方法により証明した者であること。</p>	<p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>
<p>3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部就業支援課若年者就業支援担当 惣中、田中 電話 048-830-4538（直通）</p>	<p>(2) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。</p>
<p>(3) 入札説明会の場所及び日時</p>	<p>(3) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書 (4) 契約書作成の要否 (5) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第95条の規定に基づいて定められた最低制限価格以上の価格をも</p>
<p>ア 場所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番4号エクセレント大宮ビル6階 ヤングキャリアセンター埼玉</p>	
<p>イ 日時 平成21年3月6日（金）午前10時</p>	
<p>(4) 入札・開札の場所及び日時</p>	
<p>ア 場所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番4号エクセレント大宮ビル6階 ヤングキャリアセンター埼玉</p>	
<p>イ 日時 平成21年3月28日（土）午前10時</p>	
<p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法</p>	
<p>ア あて先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部就業支援課若年者就業支援担当</p>	

つて有効な入札を行った入札者のうち最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(6) 最低制限価格
設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加できない。

(7) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	患畜	二頭	秩父市	平成二十一年二月十九日	法令殺

埼玉県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	疑似患畜	一頭	熊谷市	平成二十一年二月十九日	隔離

埼玉県告示第百八十五号

測量計画機関の長である新座市野火止上北土地区画整理組合理事長島村康二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
新座市野火止上北土地区画整理組合
- 二 作業種類
公共測量(基準点測量・出来形確認測量)
- 三 作業地域
新座市野火止五丁目地内(新座市野火止上北土地区画整理事業地区内)
- 四 作業期間
平成二十一年三月二日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号
第二〇〇七一九一〇号
- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
さいたま市岩槻区大字長宮字下谷中
- 三 雨水流出抑制施設の容量
容量 七四一四・四二立方メートル

埼玉県告示第百八十七号

深谷市から深谷都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	上尾市五番町二番四地先から同市大字原市字五番耕地七五九番六地先まで		二二・〇〇〇 二二・〇〇〇	五一・〇〇	平成二十年四月一日付け北本県土整備事務所長告示第七号の一部変更。 不用物件あり。
旧			二二・〇〇〇 三〇・四〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新 B	所沢市大字下安松字中横道北一五六六番三地先から同市大字松郷二八九番三地先まで		九・六〇〇 五三・八〇	一七二一・八六	旧 A は県道所沢青梅線として存置する。
旧 B					
旧 A	所沢市大字下安松字西原六三七番一地先から同市金山町四三番五地先まで		七・八八〇 三五・六〇	三六四二・〇〇	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年十二月二十二日

指令飯整第二〇〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月二十三日

飯整第二〇〇〇四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字滝ノ入字竹ノ内

五五番一、五五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 入間郡毛呂山町大字滝ノ入五五番地
 二
 岩上 久美子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十一年二月五日

第二〇〇一二八〇号

二 検査済証番号
 平成二十一年二月十九日
 第二〇〇一二六号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡小川町大字高谷字片瀬一五八九一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 加須北川辺線

三 道路の区域

で、公告する。
 平成二十一年二月二十七日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 亀井 清司

一 許可番号

平成二十年十二月十九日

第二〇〇一〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月二十四日

第二〇〇一二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字上ノ前一九九八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市につさい花みず木三―一―

六 エトワールKⅡ二〇二

鈴木 克明 鈴木 彩子

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	加須市大字町屋新田字大下二七五番二地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五二番一地先まで		八・七〇	二四一・〇〇	
新A	加須市大字町屋新田字大下二八〇番一地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五三番一地先まで		一〇・二〇	一一五・〇〇	
新B	加須市大字町屋新田字大下二八〇番一地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五三番一地先まで		九・四〇	三六・四〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十
四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年十月九日

指令杉整第二〇〇一〇四〇号
二 検査済証番号
平成二十一年二月十九日
杉整第一六四四一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字大堀

向一三九七―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡栗橋町東四丁目六―三

遠藤 松治

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十
七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了した
ので、公告する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十一年二月二十一日

指令杉整第二〇〇一四七〇号
二 検査済証番号
平成二十一年二月二十三日
杉整第一六七二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町大字須賀字沼端二九

三―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目三番二四

号 貴美ハイツ一〇三

岡村 敢治

埼玉県選管告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があった。
(平成21年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

「雨宮たど」とくらしを守る会 川内 恵司 吉井 佳子 越谷市越ヶ谷一―四一―二二 平成二十一年一月十六日

大川ひろゆきと桔梗土会 大川 啓之 大川 慶二 三郷市戸ヶ崎一―一九九―五五 平成二十一年一月二十日

大塚拓入間市後援会 横田 芳夫 近藤 常雄 入間市豊岡一―二―二三 平成二十一年一月三十日

おくや貞夫と救急医療推進の会 小笠原 保 奥谷 雅博 入間市小谷田一〇六一―二二 平成二十一年一月十九日

おざき孝好後援会 柳田 政男 尾崎ゆかり 富士見市山室二―一―一七 平成二十一年一月八日

きさきらぎ会 松本 敏雄 小島 臣雄 さいたま市大宮区三橋一―一四二―一五 平成二十一年一月二十一日

酒井いくろう後援会 酒井 孝夫 酒井 孝夫 戸田市上戸田五―二―一九―五〇三 平成二十一年一月五日

しのだつよし後援会 篠田 剛 篠田 和子 富士見市鶴馬二〇〇五―四四 平成二十一年一月六日

新宮やすお後援会 佐藤二千六百年 新宮美登里 富士見市羽沢一―二〇―一五 平成二十一年一月二十九日

すぎたひろし後援会 梶田 博之 梶田 清美 飯能市川寺三八―一 平成二十一年一月十五日

杉山捷治後援会 藤田 勝元 水村 厚喜 平成二十一年一月二十八日
 寺脇まさのり後援会 寺脇 正徳 寺脇 君子 平成二十一年一月五日
 松本敏雄後援会 吉本 富男 小島 臣雄 平成二十一年一月二十一日
 向口文恵後援会 向口 文恵 向口 和也 平成二十一年一月八日
 結いの会 戸谷 真 戸谷 照喜 平成二十一年一月九日
 入間市扇台五―九―一〇 平成二十一年一月二十八日
 戸田市笹目北町三―六 平成二十一年一月五日
 さいたま市大宮区三橋一―一―四二―一五 平成二十一年一月二十一日
 入間市上藤沢四〇六―一―四 平成二十一年一月八日
 飯能市美杉台五―二―二―二一―一〇 平成二十一年一月九日

埼玉県選管告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。

(平成21年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党春日部総支部	会計責任者	栗原 信司	中川 朗	平成二十一年一月二十六日
公明党羽生総支部	名称	安藤 欣男	柳 勝次	平成二十一年一月二十六日
自由民主党嵐山支部	代表者	比企郡嵐山町古里七七〇―一	比企郡嵐山町菅谷六〇九―六	平成二十一年一月三十日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
市川つねお後援会	会計責任者	島村 和夫	木南 安代	平成二十一年一月二十三日
木村喜三郎後援会	会計責任者	比企郡滑川町月輪一四六四―四	東松山市神明町二―一―一六	同
行政手続研究会	会計責任者	木村 妙子	為 貝 猛	平成二十一年一月十六日
児玉未来会議	会計責任者	島村 洋子	山崎 一樹	平成二十一年一月三十日
島村みつると上尾市を考えるネットワーク	会計責任者	原田 孝子	原田 信次	平成二十一年一月八日
自由民主党さいたま市議会議員団政治連盟	主たる事務所の所在地	島村 洋子	山崎 一樹	平成二十一年一月三十日
すぎたひろし後援会	代表者	さいたま市緑区三室二三五四	さいたま市浦和区常盤六―四―四	平成二十一年一月二十八日
武山ゆり子後援会	会計責任者	梶田 博之	内野 雄司	平成二十一年一月十五日
	国会議員関係政治団体の区分	梶田 清美	川田 勇	同
	公職の候補者の氏名	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	平成二十一年一月十四日
	公職の種類		以外の政治団体	同
		武山 百合子	衆議院議員	同

平成二十一年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

田島きみ子と越生町を元気にする会	名称	田島きみ子と越生町を元気にする会	平成二十一年一月七日
代表者	島野 滋 夫	田島 公子	同
日本薬業政治連盟埼玉県支部	代表者	真下 敬一	平成二十一年一月二十六日
ネットワーク坂戸	主たる事務所の所在地	坂戸市石井二八九八―三三―一七	平成二十一年一月二十六日
本庄維新の会	名称	本庄維新の会	平成二十一年一月三十日
主たる事務所の所在地	本庄市南二―三―一六	本庄市銀座一―八―八	同
町田昌弘後援会	会計責任者	町田 昌弘	平成二十一年一月十三日
みのわ登後援会	会計責任者	長嶋 寧子	平成二十一年一月十四日
山田忠之後援会	主たる事務所の所在地	熊谷市籠原南三―二五九	平成二十一年一月九日
吉池みや子と大好き狭山の会	会計責任者	吉池 美耶子	平成二十一年一月五日
蕨戸田市医師連盟	会計責任者	中村 博明	平成二十一年一月二十八日
		鮫島 大三郎	

埼玉県選管告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

別記一(平成21年1月1日)の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成21年1月1日)1月31日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称

うらわ政治経済研究会	解散年月日	平成二十一年十二月二十日	届出年月日	平成二十一年一月十五日
おばら忠夫後援会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月五日		
輝く志木を創る会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月十九日		
清山さとる後援会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月十六日		
小山久後援会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月二十日		
斉藤武久後援会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月二十二日		
榊原京子後援会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月二十六日		
桜井くに子後援会	平成二十一年一月八日	平成二十一年一月八日		
神井風お後援会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月二十一日		
田口英樹後援会	平成二十一年十二月二十日	平成二十一年一月十六日		
田中圭一郎後援会	平成二十一年一月二十一日	平成二十一年一月二十一日		
千葉晴夫後援会	平成二十一年十二月二十日	平成二十一年一月十五日		

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ネットワーカーの会
 浜本かおる後援会
 魅力・活力・21世紀を創る会
 吉池みや子と大好き狭山の会

別記二(平成21年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称
 きさくら会
 酒井郁郎後援会
 すぎたひろし後援会
 松本敏雄後援会
 別記三

政治団体の名称 うらわ政治経済研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 千葉晴夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 さいたま市議会議員

報告年月日 平成21年1月15日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 おばら忠夫後援会
 報告年月日 平成21年1月5日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

平成二十年十二月三十日 平成二十一年一月二十六日
 平成二十年十二月三十一日 平成二十一年一月十九日
 平成二十年十二月三十一日 平成二十一年一月十六日
 平成二十年十二月三十一日 平成二十一年一月五日

解散年月日

届出年月日

平成二十一年一月十九日

平成二十一年一月二十一日

平成二十年十二月二十五日

平成二十一年一月五日

平成二十年十二月三十一日

平成二十一年一月十五日

平成二十一年一月十九日

平成二十一年一月二十一日

政治団体の名称 輝く志木を創る会

報告年月日 平成21年1月19日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 清志会

資金管理団体の届出をした者の氏名 浦野清

資金管理団体の届出に係る公職の種類 富士見市長

報告年月日 平成21年1月16日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳		(平成20年分)	
ア 寄附	附	1 収入・支出の総額	68,887円
(イ) 寄附	附	(1) 収入総額	68,887円
a 個人からの寄附		ア 前年繰越額	0円
イ その他の収入		イ 本年収入額	68,887円
10万円未満の収入		(2) 支出総額	68,887円
合計		2 収入・支出の内訳	
[寄附の内訳]		(1) 支出の内訳	
ア 個人からの寄附		ア 政治活動費	68,887円
(寄附者の氏名)	(金額)	(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	68,887円
浦野 清	1,000,000円	a その他の事業費	68,887円
富岡 富之助	1,500,000円	合計	68,887円
梶 末男	1,500,000円		
塩野 利夫	1,500,000円	政治団体の名称	榊原京子
(2) 支出の内訳		資金管理団体の届出をした者の氏名	榊原京子
ア 政治活動費		資金管理団体の届出に係る公職の種類	坂戸市議会議員
(イ) 寄附・交付金	6,527,068円	報告年月日	平成21年1月26日
合計	6,527,068円	(平成20年分)	
		1 収入・支出の総額	0円
		(1) 収入総額	0円
		ア 前年繰越額	0円
		イ 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	小山さとる後援会	政治団体の名称	桜井くにお後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名	小山 覚	資金管理団体の届出をした者の氏名	桜井 邦男
資金管理団体の届出に係る公職の種類	宮代町議会議員	資金管理団体の届出に係る公職の種類	坂戸市議会議員
報告年月日	平成21年1月20日	報告年月日	平成21年1月8日
(平成20年分)		(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
政治団体の名称	斉藤武久後援会		
報告年月日	平成21年1月22日		

イ	本年収入額	0円			
(2)	支出総額	0円			
	(平成21年分)				
1	収入・支出の総額				
(1)	収入総額	0円			
ア	前年繰越額	0円			
イ	本年収入額	0円			
(2)	支出総額	0円			
	政治団体の名称	神風会			
	報告年月日	平成21年1月21日			
	(平成20年分)				
1	収入・支出の総額				
(1)	収入総額	4,000,000円			
ア	前年繰越額	0円			
イ	本年収入額	4,000,000円			
(2)	支出総額	4,000,000円			
2	収入・支出の内訳				
(1)	収入の内訳				
ア	寄附				
イ	個人からの寄附				
合計	個人からの寄附	4,000,000円			
	(寄附の内訳)				
ア	個人からの寄附	4,000,000円			
	(寄附者の氏名)				
	(金額)		(住所)		
	大野正雄	1,000,000円	茨城県牛久市		
	木村武雄	1,000,000円	茨城県牛久市		
	高城功	1,000,000円	茨城県稲敷市		
	大野とく	1,000,000円	茨城県牛久市		
(2)	支出の内訳				
ア	経常経費				
	(イ) 人件費	2,656,000円			
	(ロ) 備品・消耗品費	500,313円			
	(ハ) 事務所費	620,115円			
	イ 政治活動費				
	(イ) 組織活動費	223,572円			
	合計	4,000,000円			
	政治団体の名称	田口英樹後援会			
	報告年月日	平成21年1月16日			
	(平成20年分)				
1	収入・支出の総額				
(1)	収入総額	0円			
ア	前年繰越額	0円			
イ	本年収入額	0円			
(2)	支出総額	0円			
	政治団体の名称	田中圭一郎後援会			
	報告年月日	平成21年1月21日			
	(平成19年分)				
1	収入・支出の総額				
(1)	収入総額	30,000円			
ア	前年繰越額	0円			
イ	本年収入額	30,000円			
(2)	支出総額	30,000円			
2	収入・支出の内訳				
(1)	収入の内訳				
ア	機関紙誌の発行その他の事業による収入				
イ	後援会会合による収益	30,000円			
合計		30,000円			
(2)	支出の内訳				
ア	政治活動費				
イ	組織活動費	30,000円			

合 計		30,000円	(1) 収入の内訳	
(平成20年分)				
1 収入・支出の総額			ア 個人の負担する党費又は会費 22,500円 (15人)	
(1) 収入総額	0円		イ 寄 附	
ア 前年繰越額	0円		イ (イ) 寄 附	
イ 本年収入額	0円		ウ a 個人からの寄附	326,120円
(2) 支出総額	0円		ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(平成21年分)			エ (イ) 事務所使用謝礼	190,000円
1 収入・支出の総額			エ その他収入	
(1) 収入総額	0円		エ 10万円未満の収入	46,500円
ア 前年繰越額	0円		合 計	585,120円
イ 本年収入額	0円		[寄附の内訳]	
(2) 支出総額	0円		ア 個人からの寄附	
政治団体の名称 千葉晴夫後援会			(寄附者の氏名)	(金 額)
報告年月日 平成21年1月15日			榊原京子	255,020円
(平成20年分)			その他の寄附	71,100円
1 収入・支出の総額		141,532円	(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額	141,532円		ア 経 常 経 費	
ア 前年繰越額	141,532円		(イ) 光 熱 水 費	26,369円
イ 本年収入額	0円		(イ) 備品・消耗品費	153,406円
(2) 支出総額	0円		(イ) 事 務 所 費	121,260円
政治団体の名称 ネットワーク坂戸			イ 政治活動費	
報告年月日 平成21年1月26日			(イ) 選挙関係費	509,278円
(平成20年分)			(イ) 機関紙誌の発行のその他の事業費	126,853円
1 収入・支出の総額		937,166円	a 機関紙誌の発行事業費	125,853円
(1) 収入総額	937,166円		b その他の事業費	1,000円
ア 前年繰越額	352,046円		合 計	937,166円
イ 本年収入額	585,120円		政治団体の名称 浜本かおる後援会	
(2) 支出総額	937,166円		報告年月日 平成21年1月19日	
2 収入・支出の内訳			(平成20年分)	
1 収入・支出の総額			1 収入・支出の総額	

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 魅力・活力・21世紀を創る会

報告年月日 平成21年1月16日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,633,727円
----------	------------

ア 前年繰越額	183,325円
---------	----------

イ 本年収入額	2,450,402円
---------	------------

(2) 支出総額	2,633,727円
----------	------------

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

イ その他の収入

10万円未満の収入	402円
-----------	------

合計	2,450,402円
----	------------

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (主たる事務所の所在地)

清志会	2,450,000円	富士見市
-----	------------	------

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費	345,000円
---------	----------

(イ) 備品・消耗品費	57,811円
-------------	---------

(ロ) 事務所費	66,344円
----------	---------

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	1,125,143円
-----------	------------

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,039,429円
a 宣伝事業費	1,039,429円
合計	2,633,727円

政治団体の名称 吉池みや子と大好き狭山の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 吉池 美耶子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 狭山市議会議員

報告年月日 平成21年1月5日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額	0円
---------	----

イ 本年収入額	0円
---------	----

(2) 支出総額	0円
----------	----

政治団体の名称 きさらぎ会

資金管理団体の届出をした者の氏名 松本 敏雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類 さいたま市議会議員

報告年月日 平成21年1月21日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額	0円
---------	----

イ 本年収入額	0円
---------	----

(2) 支出総額	0円
----------	----

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額	0円
---------	----

イ 本年収入額	0円
---------	----

(2) 支出総額	0円
----------	----

(平成20年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成21年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円
 0円

政治団体の名称 **すぎたひろし後援会**
 報告年月日 平成21年1月15日
 (平成17年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円
 0円

政治団体の名称 **酒井郁郎後援会**
 報告年月日 平成21年1月5日
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成19年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成19年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成20年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成20年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成18年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成18年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成18年分)

政治団体の名称 **松本敏雄後援会**
 報告年月日 平成21年1月21日
 (平成18年分)

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額

0円
 0円
 0円
 0円
 0円

(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	0円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
(平成19年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額		(平成21年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	0円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
(平成20年分)		(2) 支出総額	0円

埼玉県選管告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成21年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
篠田 剛	富士見市議会議員	しのだつよし後援会	富士見市鶴馬二〇〇五―四	平成二十一年一月六日
滝本 恭雪	新座市議会議員	滝本やすゆき後援会	新座市栄五―二―三四	平成二十一年一月八日
松本 敏雄	さいたま市議会議員	きさらぎ会	さいたま市大宮区三橋	平成二十一年一月二十一日
			一―一―四二―一五	
向口 文恵	入間市議会議員	向口文恵後援会	入間市上藤沢四〇六―一―四	平成二十一年一月八日
山口 勝士	小川町議会議員	山口かつし後援会	比企郡小川町大塚四三四―四	平成二十一年一月十三日

埼玉県選管告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成21年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

平成二十一年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
市川 常雄	東松山市議会議員	市川つねお後援会	主たる事務所の所在地	比企郡滑川町月輪二四六―四	東松山市神明町二二―一―六	平成二十一年一月二十三日

原田信次	美里町長	児玉未来会議	公職の種類	美里町長	平成二十一年一月八日
山田忠之	熊谷市議会議員	山田忠之後援会	主たる事務所の所在地	熊谷市籠原南三一二五九	平成二十一年一月九日
湯浅貴裕	本庄市議会議員	本庄維新の会	名称	本庄維新の会	平成二十一年一月三十日
			主たる事務所の所在地	本庄市南二一三一六	同
				本庄市銀座一八八	同

埼玉県選管告示第十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成21年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
浦野清	富士見市長	清志会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月十六日
小山覚	宮代町議会議員	小山さとの後援会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月二十日
榊原京子	坂戸市議会議員	榊原京子後援会	平成二十一年十二月三十日	平成二十一年一月二十六日
桜井邦男	坂戸市議会議員	桜井くにお後援会	平成二十一年一月八日	平成二十一年一月八日
高野博師	参議院議員	高野ひろし政経懇話会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月六日
田島公子	越生町議会議員	田島きみ子と越生町政に参加する会	平成二十一年十二月二十七日	平成二十一年一月七日
千葉晴夫	さいたま市議会議員	うらわ政治経済研究会	平成二十一年十二月二十日	平成二十一年一月十五日
松本敏雄	さいたま市議会議員	きさらぎ会	平成二十一年一月十九日	平成二十一年一月二十一日
吉池美耶子	狭山市議会議員	吉池みや子と大好き狭山の会	平成二十一年十二月三十一日	平成二十一年一月五日

正誤

平成二十年十二月二十六日埼玉県人事委員会規則二二一〇九は、二二一一一六号の誤り。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二一一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三一一一〇 〇四八―八六一―二九〇(代表)